

令和5年度柴田町新図書館建設設計業務（債務負担行為） 特記仕様書 （案）

※基本計画策定業務については未調整

I 業務概要

1. 業務名称

令和5年度柴田町新図書館建設設計業務（債務負担行為）

2. 計画施設概要

本業務の対象となる施設の概要は、次のとおりとする。

- (1) 施設名称 柴田町新図書館
- (2) 施設の場所 宮城県柴田郡柴田町船岡西一丁目422番地1及び422番地6 地内
- (3) 施設用途 図書館（平成31国土交通省告示第98号 別添二 第十二号第2類）

3. 業務期間

契約締結翌日から令和7年10月31日までとする。

なお、基本計画の完了期限は令和6年10月31日まで、基本設計の完了期限は令和7年3月31日までとする。ただし、実施設計期間の短縮が見込まれる場合は、別途協議のうえ基本計画、基本設計それぞれの完了期限を変更することができるものとする。

4. 適用

本特記仕様書に記載された特記事項については◎印のついたものを適用する。

◎印のつかない場合は、●印を適用する。◎印と●印が付いた場合は共に適用する。・印は必要に応じて適用する。

5. 設計と条件

(1) 敷地の条件

- a. 敷地の面積 約5,000㎡
- b. 用途地域 第一種住居地域（建蔽率60% 容積率200%）
- c. 都市計画区域 都市計画区域内（区域区分非設定）
- d. 防火地域等 22条地域

(2) 施設の条件

- a. 施設の延べ面積 1,500㎡上限
- b. 主要構造 基本計画で決定するため、未定。
- c. 階数 基本計画で決定するため、未定。

(3) 耐震安全性の分類

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年3月29日国営計第126号、国営整第198号、国営設第135号）」による。耐震安全性の分類は以下の通りとする。

- 1) 構造体 II類
- 2) 建築非構造部材 B類
- 3) 建築設備 乙類

- (4) 建設の条件
- a. 工事費 13億5千万円以内
 - b. 建設工期 令和8年2月から令和9年7月

- (5) 設計と条件資料
- ◎柴田町新図書館基本構想
 - ◎柴田町都市計画マスタープラン・立地適正化計画
 - ◎都市再生整備計画
 - ◎柴田町景観条例

6. 設計業務の実施にあたり本町の技術的支援のため、下記の者を参画させるものとする。
知的資源イニシアティブ代表理事 山崎 博樹氏

II 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、「宮城県建築設計業務委託共通仕様書（令和4年4月版）」（宮城県土木部営繕課・設備課制定）による。

(<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/eizen/>)

なお、特記仕様書に明記されていない事項であっても、本業務の目的達成のために性質上必要と思われるものは、受注者の責任において、完備しなければならない。

1. 業務の範囲

(1) 柴田町新図書館基本計画策定業務

(2) 一般業務の内容（設計）

一般業務の内容は、平成31年国土交通省告示第98号（以下「告示」という。）別添一第1項に掲げるものとする。ただし、別紙1に示す業務を除く。なお、別紙1は対象外業務の要素に掲げる施設用途に対応する列を適用する。

(3) 追加業務の内容及び範囲（設計）

追加業務は次による。

- ◎ 積算業務
 - ◎ 積算数量算出書の作成
 - ◎ 単価作成資料の作成
 - ◎ 見積徴収、見積検討資料の作成
 - ◎ 工事内訳書（経費含む）の作成（EXCEL版）
- ◎ 透視図作成
- ◎ 透視図の縮小版
- ◎ 模型製作
 - ・ 模型の写真撮影
- ◎ 建築確認申請手続業務等（関連する業務を含む）
- ◎ 構造計算適合性判定手続業務
 - （構造計算は、建築基準法第20条第2号イ又は第3号イに規定するプログラムによること。）
 - ・ 市町村指導要綱による中高層建築物の届出書の作成及び申請手続業務（標識看板の作成、設置報告書の届出等を含む）
 - ・ 防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び申請手続業務
 - ・ 設計住宅性能評価申請手続業務
- ◎ 省エネルギー関係図書の作成及び申請手続き業務
 - （ ◎ 法定 ・ 任意（申請手続必要なし） ・ 不要 ）
 - ・ リサイクル計画書の作成

- ◎ 概略工事工程表の作成
 - ・ 建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）による評価に係る業務
 - ・ 耐震補強設計の場合の耐震診断等評価委員会の評価
 - ・ 敷地測量調査業務（敷地測量平面図（地形、建築物、工作物、立木、塀、境界杭等を明示）及び縦横断面図（10m間隔））
- ◎ 地質調査業務 ※積算資料添付
- ◎ 机上検討による電波障害予測業務
 - ・ 既存施設のアスベスト含有調査（定性分析（JIS法））： 箇所
定性分析によりアスベストの含有が確認された場合は、定量分析（JIS法）を実施する。
- ◎ 中長期保全計画（65年）の作成（別紙3の仕様による。）
- ◎ 開発許可申請手続き
 - ・ その他（ ）

(4)各種申請手数料等

建築確認申請手数料、構造計算適合性判定申請手数料等、各種申請手数料は発注者が負担し、業務委託料に含む。

2.業務の実施

(1) 一般事項

- a. 基本計画策定業務は、提示された設計条件、現況建物図面及び適用基準等によって行う。
- b. 基本設計業務は、提示された設計条件、現況建物図面及び適用基準等によって行う。
- c. 実施設計業務は、提示された設計条件、現況建物図面及び適用基準等によって行う。
- d. 積算業務は、調査職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。

(2) 適用基準等

特記なき場合は、国土交通大臣（旧建設大臣）官房官庁宮繕部が制定又は監修したものとする。

a. 建築

- ◎ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 最新版
- ・ 官庁施設の総合耐震診断・改修基準 最新版
- ◎ 建築工事設計図書作成基準 最新版
- ◎ 建築設計基準 最新版
- ◎ 建築構造設計基準 最新版
- ◎ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 最新版
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 最新版
- ・ 公共建築木造工事標準仕様書 最新版
- ・ 建築物解体工事共通仕様書 最新版
- ◎ 建築工事標準詳細図 最新版
- ◎ 宮城県建築・設備設計要領（宮城県土木部宮繕課・設備課制定） 最新版
- ◎ 構内舗装・排水設計基準 最新版
- ・ 擁壁設計標準図 最新版
- ◎ 官庁施設の環境保全性基準 最新版
- ・ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準 最新版

b. 建築積算

- ◎ 宮城県公共建築工事積算基準 最新版
- ◎ 公共建築工事積算基準 最新版
- ◎ 公共建築工事積算基準の解説【建築工事編】 最新版
- ◎ 公共建築数量積算基準 最新版
- ◎ 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編） 最新版

- ◎ 公共建築工事見積標準書式（建築工事編） 最新版

c. 設備

- ◎ 建築設備計画基準 最新版
- ◎ 建築設備設計基準 最新版
- ◎ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 最新版
- ◎ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） 最新版
 - ・ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） 最新版
- ◎ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 最新版
- ◎ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編） 最新版
 - ・ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編） 最新版
- ◎ 建築設備設計計算書作成の手引 最新版
- ◎ 建築設備設計計算書様式集 最新版
- ◎ 宮城県建築・設備設計要領（宮城県土木部宮繕課・設備課制定） 最新版
- ◎ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 最新版
- ◎ 官庁施設の総合耐震診断・改修基準 最新版
 - ・ 官庁施設の環境保全性基準 最新版
 - ・ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準 最新版
 - ・ 雨水利用・排水再利用設備計画基準 最新版

d. 設備積算

- ◎ 宮城県公共建築工事積算基準 最新版
- ◎ 公共建築工事積算基準 最新版
- ◎ 公共建築工事積算基準の解説 【設備工事編】 最新版
- ◎ 公共建築設備数量積算基準 最新版
- ◎ 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編） 最新版
- ◎ 公共建築工事見積標準書式（設備工事編） 最新版

3. 業務実施計画

(1) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行う。

- a. 業務着手時
- b. 調査（監督）職員又は管理技術者が必要と認めた時
- c. その他 （ ）

(2) 管理技術者

管理技術者の資格要件は次による。

- ◎ 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士
 - ・ 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士又は二級建築士
 - ・ 建築士法（昭和25年法律第202号）による建築設備士
 - ・ 建築士法（昭和25年法律第202号）による構造設計一級建築士
 - ・ 建築士法（昭和25年法律第202号）による設備設計一級建築士

(3) 照査技術者

照査技術者の配置及び資格要件は次による。ただし、当該業務に直接携わらない者でなければならない。

- ◎あり （ 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士 ）
- ・なし

(4) プロポーザル方式及び総合評価方式により業務を受注した場合の業務履行

受注者は、プロポーザル方式により設計業務を受注した場合には、プロポーザル提案書により提案された履行体制により、総合評価方式により設計業務を受注した場合には、申告した管理技術者により当該業務を履行する。

(5) 成果品の部分引渡しの有無

◎ 有 ・ 無

(基本計画書) 引渡期限：令和6年10月31日

(基本設計書) 引渡期限：令和7年3月31日

(6) 貸与資料

- ・ 基本計画図書
- ◎ 敷地測量図
- ・ 地質調査報告書
- ・ 現況建物図面（竣工当初の完成図面）
- ・ 耐震診断業務報告書

(7) 成果品

a. 基本計画策定

- ① 事業実施方針の策定
- ② 施設整備方針・計画の策定
- ③ 概算工事費の算定
- ④ 事業スケジュールの検討

b. 基本設計

- ① 建築（意匠）
 - ◎ 仕様概要書
 - ◎ 基本設計図
 - ◎ 基本図
 - ・ 日影図
 - ◎ 計画説明書
 - ◎ 工事費概算書
 - ◎ 透視図
 - ・ 模型
 - ◎ 各種技術資料
 - ・ その他
- ② 建築（構造）
 - ◎ 基本構造計画案
 - ◎ 構造計画概要書
 - ◎ 仕様概要書
 - ◎ 工事費概算書
 - ◎ 各種技術資料
 - ・ その他
- ③ 電気設備
 - ◎ 電気設備計画概要書
 - ◎ 仕様概要書
 - ◎ 工事費概算書
 - ◎ 各種技術資料
 - ・ その他

④ 機械設備

- ◎ 空気調査設備計画概要書
- ◎ 給排水衛生設備計画概要書
- ◎ 昇降機設備計画概要書
- ◎ 仕様概要書
- ◎ 工事費概算書
- ◎ 各種技術資料
- ・ その他

(注)：建築（構造）並びに電気及び機械設備の成果図書は、建築（意匠）基本設計の成果図書の中に含めることもできる。

：基本図とは、仕上表、面積表、及び求積図、敷地案内図、配置図、各階平面図、断面図、各面立面図、主要部矩形図をいう。

c. 実施設計

① 建築（意匠）

- ◎ 建築（意匠）設計図
 - ・ 日影図
- ◎ 確認申請図書
- ◎ 建築工事積算数量算出書
- ◎ 工事費内訳書
- ◎ 見積書及び見積比較表
 - ・ 防災計画図書
 - ・ 省エネルギー関係図書
- ◎ だれもが住みよい福祉のまちづくり条例整備項目表
- ◎ 透視図・模型
- ◎ 各種技術資料
 - ・ 既存施設のアスベスト含有建材，P C Bの使用実績調査報告（目視及び貸与図による）
 - ・ 既存施設のアスベスト含有調査報告
 - ・ 数量算出チェックリスト及び数量チェックシート（宮城県営繕工事積算チェックマニュアル（試行版）参照／宮城県土木部営繕課ホームページ <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/eizen/> に掲載）
- ◎ 中長期保全計画
 - ・ その他

② 建築（構造）

- ◎ 建築（構造）設計図
- ◎ 構造計算書
- ◎ 各種技術資料
- ・ その他

③ 電気設備

- ◎ 電気設備設計図
- ◎ 確認申請図書
- ◎ 各種計算書
- ◎ 電気設備工事積算数量算出書
- ◎ 工事費内訳書
- ◎ 見積書及び見積比較表
 - ・ 防災計画図書
- ◎ 省エネルギー関係図書
 - ・ 既存施設のアスベスト含有建材，P C Bの使用実績調査報告（目視及び貸与図による）
- ◎ 各種技術資料
 - ・ 数量算出チェックリスト（宮城県土木部営繕課のホームページ参照）

- ◎ 中長期保全計画
 - ・ その他
- ④ 機械設備
 - ◎ 機械設備設計図
 - ◎ 確認申請図書
 - ◎ 各種計算書
 - ◎ 機械設備工事積算数量算出書
 - ◎ 工事費内訳書
 - ◎ 見積書及び見積比較表
 - ・ 防災計画図書
 - ◎ 省エネルギー関係図書
 - ◎ 各種技術資料
 - ・ 既存施設のアスベスト含有建材，P C Bの使用実績調査報告（目視及び貸与図による）
 - ・ 数量算出チェックリスト（宮城県土木部営繕課のホームページ参照）
 - ◎ 中長期保全計画
 - ・ その他

(注)：建築（構造）の成果図書は、建築（意匠）実施設計の成果図書の中に含めることもできる。

提出部数等

a. 基本計画

| 成果物等 | 製本形態等 提出部数 | 摘要 |
|------------|------------|---------|
| 1) 基本計画書 | A4判 100部 | CD-R等添付 |
| 2) 基本計画概要版 | A4判 200部 | CD-R等添付 |

b. 基本設計

| 成果物等 | 製本形態等 提出部数 | 摘要 |
|---|--------------------------|---------------------------------|
| 1) 基本設計書 ◎計画説明書 ◎基本構造計画案 ◎構造仕様概要書 ◎各設備計画概要書 ◎各設備仕様概要書 ◎基本計画図 ◎透視図縮小版 ・模型写真 | A4判（設計図は見開きA3判） 製本5部 | CD-R等添付 A4判カラー縮小 A3判カラー縮小 |
| 2) 基本設計書概要書 ◎計画説明書（概要） ◎基本構造計画案（概要） ◎構造仕様概要書（概要） ◎各設備計画概要書（概要） ◎各設備仕様概要書（概要） ◎基本計画図 ◎透視図縮小版 ・模型写真 | A4判（設計図は見開きA3判） 製本35部 | CD-R等添付 A4判カラー縮小 A3判カラー縮小 |
| 3) 工事費概算書 ◎建築工事費概要書 ◎電気設備工事費概算書 ◎機械設備工事費概算書 | A4判綴じ 3部 | CD-R等添付 |
| 4) その他 ◎透視図 ・模型 | A2判額付き 各1枚 | |
| 5) 資料 ◎各技術資料 ◎各記録書 | A4判ファイル 2部 | |

c. 実施設計

| 成果物等 | 製本形態等 提出部数 | 摘要 |
|---|--|------------------------------------|
| 1) 設計図, 計算書等 ◎各工事設計原図 ◎構造計算書 ◎確認申請図書 ◎各設備設計計算書 | 原図ケース入れ 各2部 A4判製本 2部 A4判折り製本 2部 A4判ファイル 2部 | CD-R等添付 |
| 2) 積算関係図書 ◎各工事積算数量算出書 ◎工事費内訳書 ◎見積書及び見積比較表 ・数量算出チェックリスト及び数量チェックシート（数量チェックシートは建築工事のみ） ・工法比較検討書 | A4又はA3判ファイル 各2部 | CD-R等添付 見積、代価による部分はA4判ファイル綴り各1部 |
| 3) その他 ・防災計画書 ◎省エネルギー関係図書 ◎誰もが住みよい福祉のまちづくり条例整備項目表 ◎中長期保全計画 ◎透視図 ◎透視図縮小判 ◎模型 ・模型写真（3枚程度） | A4判ファイル 2部 A4判ファイル 2部 A4判ファイル 2部 A4判額付き 各2枚 A4判 各2枚 1/50 1台 | CD-R等添付 |
| 4) 資料 ◎各種技術資料 ◎構造計算データ ◎各記録書、調査報告書等 ・現況調査結果報告書 ・既存施設のアスベスト含有調査報告 | A4判ファイル 2部 | CD-R等添付 |
| ◎各種設計図・各種計算書・各種積算関係図書は、電子媒体にも記録して納品すること。 ◎図面は、jwwまたはdxf形式で納品すること。 ◎工事費内訳書データは、EXCELデータにより作成すること。 ◎その他の書類等はExcel, Word等一般的な形式による。詳細は担当者と協議すること。 | | |

(8) 設計原図の材質等

- a. 設計原図の材質 ・トレーシングペーパー ◎（ 白紙 ）
- b. 設計原図の大きさ ◎A1判 ・A2判

(9) 成果品の提出場所 （ 柴田町教育委員会生涯学習課 ）

設計業務における一般業務の対象外業務 (1)

基本設計に関する業務

| 業務内容の項目 | | 対象外業務 | 対象外業務の要素 |
|------------|-----------------------------------|--------------------|--|
| 基本設計に関する業務 | 設計条件等の整理 | 条件整理 | 類似事例も参考に、主な設計条件及び方針は予め整理して提示 |
| | | 設計条件の変更との場合協議 | 設計条件の変更及び相互矛盾は、類似事例も参考として整理の上、方針を付して提示 |
| | 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ | 法令上の諸条件の調査 | 都市計画等の主な法令上の諸条件は整理済み又は整理して提示 |
| | | 建築確認申請に係る関係機関との打合せ | 主要事項は特定行政庁と調整して提示 |
| | 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ | | なし |
| | 基本設計方針の策定 | 総合検討 | 類似事例も参考に調査職員が適切に助言 |
| | | 基本設計方針の策定及び建築主への説明 | 類似事例も参考に調査職員が適切に助言 |
| | 基本設計図書の作成 | 成果品を求める場合 | 調査職員の助言あり |
| | | 成果品を求めない場合 | 基本設計図以外は業務なし。基本設計図の作成について調査職員が適切に助言 |
| | 概算工事費の検討 | 成果品を求める場合 | 調査職員の助言あり |
| | | 成果品を求めない場合 | 詳細は検討不要。調査職員が適切に助言 |
| | 基本設計内容の建築主への説明等 | | 詳細は検討不要。調査職員が適切に助言 |

設計業務における一般業務の対象外業務 (2)

実施設計に関する業務

| 業務内容の項目 | | 対象外業務 | 対象外業務の要素 |
|------------|-----------------------|--------------------|---------------------------------|
| 実施設計に関する業務 | 要求の確認 | 建築主の要求等の確認 | 主な要求等は、整理の上、方針を付して提示及び一部基本設計で整理 |
| | | 設計条件の変更等の場合の協議 | 設計条件の変更等は、整理の上、方針を付して提示 |
| | 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ | 法令上の諸条件の調査 | 主な法令上の諸条件は整理して提示及び一部基本設計で整理 |
| | | 建築確認申請に係る関係機関との打合せ | 主要事項は特定行政庁等と調整して提示及び一部基本設計で整理 |
| | 実施設計方針の策定 | 総合検討 | 調査職員が適切に助言 |
| | | 実施設計のための基本事項の策定 | 調査職員が適切に助言 |
| | | 実施設計方針の策定及び建築主への説明 | 調査職員が適切に助言 |
| | 実施設計図書の作成 | 実施設計図書の作成 | 仕様書、標準図、類似事例等を提供し、調査職員が適切に助言 |
| | | 建築確認申請図書の作成 | 調査職員が適切に助言 |
| | 概算工事費の検討 | | 別途、積算を行うため、実施設計の初期段階に行う業務に限定 |
| | 実施設計内容の建築主への説明等 | | 調査職員が適切に助言及び一部省略 |

中長期保全計画作成業務特記仕様書

第 1 章 業務概要

1. 1 計画作成対象建築物

宮城県公共施設等総合管理方針（以下「総合管理方針」）に定める施設とする。

1. 2 用語の定義

- 1 「部位」とは、屋根・屋上、外壁、受変電設備、電灯・動力設備、空調設備、衛生設備等をいう。
- 2 「部材」とは、部位において使用されている屋根防水や外壁仕上げ材の仕様及び自家発電 装置や受水槽などの建築設備の名称をいう。
- 3 「検討シート」とは、部材ごとに、修繕・更新等の内容、時期及び費用を検討するものをいう。

1. 3 業務内容

1 中長期保全計画について

建築物の部位・部材ごとに修繕・更新等の実施内容、予定年度及び概算額を設定し、その結果をまとめたものが中長期保全計画である。宮城県公共施設等総合管理方針に基づいて施設類型ごとに策定される個別施設計画の一部として位置づけられている。

2 計画作成内容

本業務の内容は、下記の各号のとおりとする。

必要に応じ別途発注者が提示する「中長期保全計画作成マニュアル」を参考とする。

(1) 中長期保全計画の作成

① 基本事項欄の作成

- ・添付の中長期保全計画表に、中長期保全計画表の施設名、建築物概要等の基本事項欄を作成する。

② 部位・部材設定業務

- ・部位ごとに部材を設定の上、欄を作成する。
- ・今後65年間に想定される修繕・更新等の内容、時期及び費用について、検討する。更新内容等の時期及び費用については、「建築物のライフサイクル コスト（一般財団法人建築保全センター）（以下「建築物のライフサイクルコスト」という。）」を参考とし検討を行う。
- ・これらの検討結果をもとに計画表を作成する。

③ 部位・部材間の更新時期等の整合性の確認

- ・添付の中長期保全計画表に、中長期保全計画表の施設名、建築物概要等の基本事項欄を作成する。

④ 部位・部材間の更新時期等の整合性の確認

- ・部位・部材ごとの修繕・更新時期等との整合性を確認し、必要に応じ修繕・更新等の時期を修正する。

(2) その他

その他、調査職員が必要と認める各種事項

第2章 業務仕様

2. 1 業務の実施

1 一般事項

- (1) 本業務の適用基準等は、特記なき場合、宮城県設計業務委託特記仕様書の適用基準等と同様とし、国土交通大臣（旧建設大臣）官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。
- (2) 業務に必要な資料及び機材は受託者の負担とする。

2 貸与資料

貸与資料は以下のとおりとする。

- (1) 中長期保全計画作成マニュアル
- (2) 中長期保全計画表の様式（Excel）
- (3) その他（ ）

2. 2 成果物

1 中長期保全計画作成業務報告書

中長期保全計画作成業務報告書の構成は、下表のとおりとし、設計の成果品に含め提出すること。

| 項目 | 内容 |
|--------|--|
| ① 作成結果 | ・中長期保全計画表 |
| ② 関係資料 | ・積算資料（数量表、費用の根拠、カタログ、建築物のライフサイクルコストのデータベースシート等） ・その他作成に係る資料 |

2 中長期保全計画作成業務報告書の電子データの形式は、以下のとおりとする。

- (1) pdf形式を基本とする。
- (2) 中長期保全計画表については、Excel形式及びpdf形式の2種類を作成する。

設 計 概 要 書

| | |
|------|--|
| 業務番号 | |
| 業務名称 | 令和5年度柴田町新図書館建設設計業務（債務負担行為） |
| 設計概要 | <p>1 柴田町新図書館新築設計 一式 延床面積 1,500 m²上限</p> <p>2 外構設計 一式</p> <p>○以下の特別経費（申請手数料等）を含む</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築確認申請手数料 金 74,000 円（1,000～2,000 m²） ・ 構造計算適合性判定申請料 （大臣認定プログラム以外の計算方法による場合） 金 236,000 円（1,000～2,000 m²） ・ 省エネ適合判定手数料（モデル建物法） 金 138,000 円（1,000～2,000 m²） |

別紙

建築士法第22条の3の3に定める記載事項

| | |
|--------------|--|
| 対象となる建築物の概要 | |
| 業務の種類、内容及び方法 | |

| | |
|-------------|--|
| 作成する設計図書の種類 | |
|-------------|--|

| | |
|------------------------|---------|
| 設計に従事することとなる建築士・建築設備士 | |
| 【氏名】： | |
| 【資格】：（ ）建築士 | 【登録番号】： |
| 【氏名】： | |
| 【資格】：（ ）建築士 | 【登録番号】： |
| （建築設備の設計に関し意見を聴く者） | |
| 【氏名】： | |
| 【資格】：（ ）建築士 | 【登録番号】： |

※従事することとなる建築士が構造設計及び設備設計一級建築士である場合にはその旨記載する。

| | |
|--------------|--|
| 建築士事務所の名称 | |
| 建築士事務所の所在地 | |
| 区分（一級、二級、木造） | |
| 開設者氏名（※） | |

※開設者が法人の場合は開設者の名称及び代表者の氏名を記載する。